第１６回修善寺町外３町合併協議会　会議録

○山本事務局長

みなさん、こんにちは。本日は、お忙しいなか合併協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。第１６回の合併協議会を開催する運びとなりました。

資料につきましては、先にお送りしてございますものでございます。１枚差し替えをお願いしたいと思います。差し替えは４５頁の分になります。みなさまの机の上に置いてございますものと差し替えをお願いしたいと思います。

協議会の委員の交替につきましては、前回お伝えいたしましたが、初めての出席ですので改めて紹介申し上げます。遠藤勇委員でございます。

○遠藤勇委員

遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

○山本事務局長

なお今日は、中伊豆町長であります海瀬副会長が都合により欠席しております。その他、若干名欠席となっております。

それでは、第１６回修善寺町外３町合併協議会を開催いたします。最初に会長あいさつ。大城会長よろしくお願いいたします。

○大城会長

改めまして、みなさんこんにちは。本日は、第１６回の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。カレンダーも最後の１２月、師走に入りました。思い返しますと、今年の１月１日付けでこの協議会を発足させまして、１月２４日に第１回の協議会を開催いたしました。今日は、１６回目ということになります。今日を入れて、合併の日まで計算いたしましたらあと１１９日ということでございます。光陰矢のごとしと申しますか、時の経つのは早いものだと改めて感じているところでございます。

本日は、いくつか報告事項がございます。宜しくご審議をたまわりたいと思います。以上でございます。

○山本事務局長

ありがとうございました。それでは、議題に入ります。議事は会長が議長となるとなっております。大城会長よろしくお願いいたします。

○大城議長

会長が議長となるとなっておりますので、暫くの間議長を務めさせて頂きます。みなさまのご協力を宜しくお願いいたします。

それでは、さっそく会議に入ります。お手元の次第に従って進めさせていただきます。

３、議題（１）報告事項　報告第２４号「使用料、手数料等の取扱いの報告について」事務局、報告をお願いいたします。

〇山本事務局長

はい、説明に入る前に一言申し上げます。これらの報告は前回も申し上げましたが、協定項目で既に確認をいただいております。この確認をいただいた中で、合併時までに統一する、合併時までに調整するという内容がございました。ここでは、どのように統一、どのように調整したかを報告申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。それでは、報告と説明を申し上げます。

報告第２４号「使用料、手数料等の取扱いの報告について」月日と会名は省略させていただきます。１４という番号は協定項目の番号をさしてございます。報告事項及び調整結果ですが、調整結果につきましては※印をつけてございます。使用料、手数料について「合併時までに統一する等」を調整し、新市の使用料、手数料表を提示してございます。
これにつきましては、６月１８日の第１１回に提案をいたしまして、７月２日第１２回に確認をいただいてございます。次頁にまいります。学校等教育施設使用料とございます。左側に現行の町、右側に伊豆市としての使用料が載ってございます。右下に「教室及びホールについては廃止する」とありますが、これは「貸し出しを廃止する」ということでございます。それから、申し訳ないのですが、グランド、体育館・柔道場とございます。これは、４頁の右側、伊豆市の欄に備考がございまして「市民又は市内の事業所に勤務するもの以外の者が使用する場合は、当該使用料の額に２を乗じて得た額を使用料とする」との表記が抜けてございます。つまり、市外の方からは２倍の使用料をいただくということになります。

３頁になりまして、運動施設使用料となります。左側に現行のものがございます。この旧名称で記載されておりますものが、右側に新しい名前で記載されておりますとともに、料金も若干違ってきております。

それから４頁にまいりまして、中伊豆町の運動施設が伊豆市になりますと右側の方になります。

それから５頁にまいりまして、中伊豆町の中央公民館の使用料ということになります。同じく左側の表が右側の方に統一されるということになります。右下の「公民館結婚式使用料については廃止する」とございますが、これは、公民館結婚式の事業そのものを廃止するという意味でございます。

それから６頁にまいりまして、天城湯ケ島支所会議室使用料とございます。伊豆市になりましたら、廃止するとございます。この廃止するとは、貸し出しをしないという意味になります。それから、中伊豆町の交流センター使用料でございますが、これはやはり右側の方になります。端数の整理でしょうか、若干下がります。

それから７頁にまいりまして、火葬場の使用料になります。これは、土肥町、中伊豆町の例が右側の方になるということになります。土肥町の身体の一部とありますがこれが若干下がります。それから同じ表現にすればよかったかもしれませんが、下の中豆斎場に体の一部というのがございます。身体の一部と同一の意味でございます。それから、中伊豆

の保健福祉センター使用料ですが、これも若干端数等を整理してございます。
　続きまして８頁になります。地域集会施設及び広場使用料ですが、これは使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができるということになります。
　それから９頁、手数料にまいります。農業、林業、総務関係と記載してございます。総務関係のところに廃止とございますが、これは０円という意味でございます。３つ廃止がございますが、いずれも０円ということになります。
　使用料、手数料につきましては以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
　はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より報告第２４号「使用料、手数料等の取扱いの報告について」の報告がありました。報告事項ではございますが、ご質問等がございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい、井本委員。
○井本甲男委員
　あの、新たに設定しました使用料でございますが、消費税は内税になるか、外税か、説明を求めたいと思います。
○大城議長
　ただいま、井本委員から消費税は内税になるのか、外税になるのかというご質問でした。事務局、答えてください。
○山本事務局長
　消費税は内税となります。使用料につきましては、静岡税務署に問い合わせをしたところがあり、使用料については、今度の税法改正でいただかなくてよいのではないかという回答がありました。よいのではないかということですので、はっきりしたことではありません。上下水道の使用料等につきましては、対象にはなりませんのでお間違いの内容にお願いします。
○大城議長
　井本委員よろしいですか。
　他にありますか。
　はい、鈴木委員
○鈴木勇委員
　庁舎は一切貸し出さない、使用できないということですか。
○大城議長
　庁舎の会議室とかホールについてのご質問ですね。事務局、お願いします。
○山本事務局長
　はい、具体的な話ですので、総務専門部会長お願いいたします。

〇児島総務専門部会長
　はい、お答えいたします。この使用料は有料の面につきましてお貸しできないということでございまして、行政に関わる団体等につきましては、各課のもとに貸し出しができると思いますので、そうご了解願いたいと思います。有料ということになりますと、一般的な人が入ってきますので、各部局、課の中で、行政の中で判断できるものにつきましては、お貸しするということではなくて、会議を開くということになりますので、そういう考え方にしていただきたいと思います。
〇大城議長
　いかがですか。よろしゅうございますか。
　他に、ございますか。
　土屋委員
〇土屋英隆委員
　ひとつ伺いますけど、使用料を見ますと、だいたい今までより下がっているようですけど、４頁の八岳グラウンドだけ使用料３１０円が１０００円になっているのは何か理由があるんでしょうか。
〇大城議長
　ただいまのご質問につきまして、お答え願います。
〇山本事務局長
　それでは、小川教育専門部会長がお答えいたします。
〇小川教育専門部会長
　ただいまの質問でございますが、これは４町でいろいろ検討いたしました。その結果、修善寺、天城湯ケ島、土肥がグラウンドについては、午前中半日１０００円ということで学校等を使用しておりますので、１０００円と協議の結果決定したものでございます。
〇大城議長
　よろしゅうございますか。
　その他、ご質問等ございますか。
　特にご質問ございませんようですので、報告第２４号「使用料、手数料等の取扱いの報告について」は報告済みとしてご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、報告第２５号「国民健康保険事業の取扱いの報告について」事務局報告をお願いいたします。
〇山本事務局長
　はい、１１頁になります。報告第２５号「国民健康保険事業の取扱いの報告について」下記のとおり報告いたします。月日と会名は省略いたします。
　（７）でございますが、「保険事業は、合併時までに調整し、統一する」ということになってございます。これは、７月２日の第１２回に提案をいたしまして、７月１６日第１３回の協議会で確認をいただいております。

保険事業は次のとおり実施する。
ア　人間ドック事業は、対象を２０歳以上７５歳未満（老人医療受給者は除く）とする。自己負担金は受診した経費の３割とする。
イ　医療費通知は、年６回送付する。
ウ　訪問事業は、天城湯ケ島町・中伊豆町の例により統一する。
エ　高齢者健康指導事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。現行と申しますのは土肥町で行っていた事業でございます。簡単ですが以上でございます。
〇大城議長
はい、ただいま事務局より報告第２５号「国民健康保険事業の取扱いの報告について」の報告がございました。本件につきご質問等を承ります。ご質問はございませんか。
異議なしとの声がございました。ご質問ございませんようですので、報告第２５号「国民健康保険事業の取扱いの報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして報告第２６号「介護保険事業の取扱いの報告について」事務局、報告をお願いいたします。
〇山本事務局長
はい、１３頁になります。上の方は省略させていただきます。
報告事項及び調整結果
（２）「介護保険事業については、合併時に、修善寺町、天城湯ケ島町、中伊豆町（田方南部広域行政組合）の例により統一する。ただし、介護認定審査会は、合併時に、新市と関係町村と調整し設置する」ということになってございました。これにつきましては、介護認定審査会は、合併時に、新市と戸田村で共同設置すると決まりましたのでご報告申し上げます。以上です。
〇大城会長
はい、ただいま事務局より報告第２６号「介護保険事業の取扱いの報告について」の報告がございました。本件につきご質問等を承ります。ご質問はございませんか。
異議なしとの声がございました。ご質問ございませんようですので、報告第２６号「介護保険事業の取扱いの報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして報告第２７号「各種事務事業の取扱い（自治会・行政連絡機構）の報告について」事務局、お願いいたします。
〇山本事務局長
はい、１５頁になります。２３－６「各種事務事業の取扱い（自治会・行政連絡機構）の報告について」ということでございます。「旧町の総合調整を行う組織体制及び区長報償等金額の報告」ということになります。これは３月１９日、第５回で提案いたしまして、同日確認をいただいております。

※１の①ですが、伊豆市の自治会･行政連絡に関する組織は、下記の「自治会新旧対照表」のとおりとするとなります。下に対照表がございます。伊豆市になりますと、新たに連合区を置き、代表区、区、郷という形になります。
②といたしまして、自治会代表者による会議として、区長会と連合区長会の２つを設けます。連合区長会につきましては各町４つづつということになります。修善寺は小学校区ごと、土肥は大字ごと、天城湯ケ島は、新消防団の分団区域となります。中伊豆は上区、中区、下区のうち中区の旧小学校単位ということです。
※２ですが、区長等への報償金についての報告でございますが、区長等に対して次のとおり報償金を支払う。年２５０００円、１世帯あたり１５０円、市からの文書等の配布手数料として、１世帯あたり３００円ということになります。次の頁ですが、１５年度で試算しました各町ごとの報償金額の一覧が載ってございます。このようになってございます。４町合計いたしますと、１９頁の下の欄、約９,０００,０００円弱ということになります。以上で説明を終わります。
○大城議長
はい、ありがとうございます。ただいま、事務局より報告第２７号「各種事務事業の取扱い（自治会・行政連絡機構）の報告について」の報告がございました。本件につきご質問等を承ります。ご質問はございませんか。
はい、土屋委員。
○土屋英隆委員
②の関係で伺いたいと思いますが、区長会と連合区長会と２つを設けるということですが、例えば、連合区長会というのは、それぞれ町から４人代表者が出て本庁で実施すると思いますが、実施した後の区長への伝達はどうするのかということと、もう１つは、区長会というと、今まではそれぞれの町に各区がありまして区長が出るということになると相当大勢の人数になると思いますので、本庁では実施できないと思いますがどのようにやるかお尋ねいたします。
○大城議長
質問の内容が２つあったと思います。１つは連合区長会と区長会の連絡はどうするのか、もう１つは区長会を全体でやるとたいへん大人数になるというご質問でございました。
事務局。
○山本事務局長
はい、児島専門部会長がお答えいたします。
○児島専門部会長
はい、お答えいたします。連絡については、今までとおり行政がしっかりと文書で連絡するということでございますが、区長会は支所管内の旧町単位で開催するということになります。ですから今までと変わらないような形態で区長会は開催いたします。ただ、第１回目の新市発足に関しては、全員集まってもらうような形になると思います。以上です。

○土屋英隆委員
　そうすると、区長会は各町ごとになるということで、会議を必要とする担当の課長さんがそれぞれ４町を回って会議をやるということですね。それから、連合区長さんたちが集まってやる会議は、文書にて区長さんに連絡するということで、改めて連合区長さんが町に帰って区長会を開いてそれを伝達するということではないということでよろしいですか。確認させてください。
○児島総務専門部会長
　そのようなことでございます。区長さんに負担のかからないように行政のほうでやるということでご理解願いたいと思います。
○大城議長
　よろしゅうございますか。
　他に、何か。
　小森委員
○小森健治委員
　区長さんの報償金ですが、区長さんは均等割２５,０００円と世帯数×１５０円で、班長さんが世帯数×３００円という意味ですか。
○児島総務専門部会長
　これは班長ということではございません。
○大城議長
　他に、ご質問ございますか。
　ご質問ございませんようですので、報告第２７号「各種事務事業の取扱い（自治会・行政連絡機構）の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、報告第２８号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）の報告について」事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
　はい、２１頁になります。２３－８（３）「母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時までに調整する」ということになってございます。これにつきましては、ア、イ、ウとなってございます。
（４）「健康づくり推進事業は、合併時までに調整し、実施する。ただし、温泉活用事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ」ア、イのとおりでございます。
２２頁にまいりまして（５）「次の事務事業は、合併時までに調整し、実施する」ア、献血　イ、生活習慣病予防事業　ウ、福祉健康まつり　エ、各種健診事業とございます。
　この中でエの各種健診事業でございますが、これは一般の方々の健診でございます。Ａの幼児健診結果事後教室は、修善寺町の例によります。Ｂの成人歯科健診については、２０歳以上の希望者とし、個別方式とします。Ｃの乳幼児歯科健康診査は、毎月１回、１箇

所にて実施します。ただし、土肥については、地域性を考慮して実施いたします。Ｄの個別健診は、現行のとおり実施いたします。Ｅの各種ガン検診の対象者は修善寺町の例により、次のとおり実施するということになります。胃がん・大腸がん・肺がん検診は検診車が各地区を巡回する。子宮がん・乳がん検診は、個別と集団検診の併用で実施する。前立腺がん検診は、基本検診時に実施するということになります。Ｆの老人保健事業基本健康診査は、修善寺町の例により各支所で実施します。Ｇの在宅寝たきり者訪問歯科診査事業は、修善寺町の例により統一いたします。

オ、各種相談事業につきましては、ＡからＥに記載されているとおりになります。

カ、歯科事業につきましては、以下のとおりになります。説明を終わります。

○大城議長

はい、ただいま事務局より報告第２８号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）の報告について」の報告がございました。本件につきご質問等を承ります。ご質問はございませんか。

はい、土屋委員。

○土屋英隆委員

２２頁のウ、健康福祉まつりのところですが、この前の協議会のときに確か質問したと思いますが、町ごと行うのか、伊豆市全体として行うのかと聞きましたら、合併時までに調整して実施するというような発言がございました。今日の報告の中では、健康福祉まつりは合併時に、他のイベントとの共催で実施するとありますが、実施方法の関係ですが、後に出てくる成人式、文化祭については伊豆市一ヶ所で行うというようなことが書いてあったと思いますが、この健康福祉まつりの実施方法について伊豆市一本で行うのか、あるいは、町ごとのイベントと併せて行うのかお伺いしたいと思います。

○大城議長

健康福祉まつりの開催についての質問でございます。事務局、お答え願います。

○内田福祉専門部会長

はい、お答えいたします。健康福祉まつりの実施でございますけれども、今のところ、商工部会あるいは、その他の産業祭でやるとか、文化祭、これらのイベントと共催で実施するという考えでございまして、一ヶ所で実施するのか、各支所で実施するのか、あるいは、二ヶ所程度で実施するのかは、まだ保留状況にあります。その結果を待っています。ともかく単独では実施しないということでご理解いただきたいと思います。

○大城議長

土屋委員、よろしゅうございますか。

他に、それではご質問ございませんようですので、報告第２８号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして報告第２９号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉の報告につ

いて」事務局、報告をお願いいたします。
〇山本事務局長
　２５頁になります。２３－９「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉の報告について」でございます。（３）「戦没者追悼式は、合併時に、遺族会で実施するように調整する」このことにつきましては、戦没者追悼式は、合併時に遺族会で実施することになりました。
（６）「（福）社会福祉協議会への補助金は、合併時までに社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する」とあります。これは、田方南部４町社会福祉協議会合併協議会と協議して決定する。ということになります。この田方南部４町の社会福祉協議会は、４月１日に合併ということになってございます。
（７）でございます。「（福）社会福祉協議会への委託は、地域の実情を考慮し、合併時までに社会福祉協議会と速やかに調整し、新市において実施する」とございます。これにつきましては、社会福祉協議会への委託は、合併時までに、田方南部４町社会福祉協議会合併協議会と協議して決定する。ということになります。以上でございます。
〇大城議長
　はい、ただいま報告第２９号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉の報告について」事務局よりの報告がございました。本件につきご質問等を承ります。ご質問はございませんか。
　特にご質問ございませんようですので、報告第２９号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして報告第３０号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉の報告について」事務局、報告をお願いいたします。
〇山本事務局長
　２７頁になります。２３－９、これは、５月２１日の第９回に提案いたしまして、６月４日第１０回に確認をいただいております。
（６）「家族介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により、合併時までに調整し、新市において実施する」となってございます。これは、介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により統一する。ただし、対象者は要介護３・４・５の者及び同等の者と重度心身障害者の者に支給し、月５０００円を限度として給付を行います。
（８）「次の事業については、合併時までに調整し、新市において実施する」という内容がございました。これにつきましては、ア　軽度生活支援事業は、合併時に、中伊豆町の例により統一します。イ　介護予防事業は、転倒骨折予防事業・痴呆予防事業教室を、各支所において統一的に実施することとさせていただきます。ウ　家族介護教室は、合併時に、と土肥町の例により統一します。エ　高齢者等に対する施設利用助成は、新市において、

公設温泉施設で利用できる無料券を広報紙に印刷し、世帯当たり年間２枚分配布するとさせていただきます。公設温泉施設とは、天城温泉会館、湯の国会館、天城ふるさと広場、天城温泉プール、中伊豆満天の湯、白岩の湯となっております。以上でございます。

○大城議長

はい、ただいま報告第３０号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉の報告について」事務局よりの報告がございました。本件につきご質問等を受けます。ご質問はございませんか。

はい、三須委員。

○三須重治委員

２７頁の（８）のエですが、世帯当たり年間２枚ということですが、１人当たり何枚というほうが、お年寄りが１人、２人健在ということがあるので、１人当たり何枚というほうが平均的に行き渡るのではないかと思い質問しました。

○内田福祉専門部会長

はい、お答えします。この制度は天城湯ヶ島町で実施している制度でございまして、それをそのまま準用させていただいたものでございます。今の説明のとおり広報紙に印刷して配布ということでお願いいたします。

○三須重治委員

世帯当たり２枚だと、お年より１人なら２回、２人なら１回しか使えないことになるのでその辺のことを考慮していただきたいと思います。

○大城議長

ご意見として伺っておきます。

他に、ございますか。

はい、井本委員。

○井本甲男委員

先ほどの説明で中伊豆町は、「万天の湯」と「白岩の湯」ということになっていますが、今まで「小川の湯」が入っておりました。これはどうなったかご説明を求めたいと思います。それから、中伊豆町の例を申しますと、今まで半額券を配布しておりまして、「万天の湯」「白岩の湯」「小川の湯」全部の半額券を配布しておりましたので、７０歳以上の者はどこでも半額で入れるということでしたが、今回は２枚ということで限定され、ずいぶん少なくなったような気がしますが。

○大城議長

はい、ただ今、井本委員から「小川の湯」について、あるいは半額券についてのご質問でございました。事務局、回答をお願いいたします。

○内田福祉専門部会長

はい、「小川の湯」につきましては、これは民間といいますか区の温泉でございます。これを町で半額補填しておりました。合併を機会に公設の湯だけに限定させていただいたわ

けでございます。それから、中伊豆町では７０歳以上のご老人に半額券を配布していたわけでございますけれども、天城湯ヶ島町の実施方法に合わせさせて頂いたということでございます。

〇大城議長

よろしゅうございますか。

他に、ご質問ございませんか。

特にご質問ございませんようですので、報告第３０号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）高齢者福祉の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして報告第３１号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉の報告について」事務局、報告をお願いいたします。

〇山本事務局長

はい、２９頁になります。３２－９「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉の報告について」でございます。これは、６月４日の第１０回に提案いたしまして、６月１８日第１１回に確認をいただいております。

（３）「次の事務事業につきましては、合併時までに調整し、新市において実施する」

ア　保育料　保育料は、現行保育料の各階層最低額を基準とする。左側に７階層ございます。第１階層は生活保護世帯、第２階層は住民税非課税世帯、第３階層は住民税課税世帯、第４階層は所得税が６４，０００円未満の世帯、第５階層は６４，０００円以上、第６階層は所得税が１６０，０００以上、第７階層につきましては所得税が４０８，０００円以上ということになります。

イ　出産祝金　出産祝金は、伊豆市に１年以上在住経過し、出産した者に支給する。支給対象は、第２子２０，０００円、第３子５０，０００円とする。

（４）「次の事務事業については、地域の実情を考慮し、合併時までに調整し新市において実施する」

ア　保育所・保育園事業　保育所・保育園事業について、保育所数及び定員は現行のとおりとする。保育時間は平日・土曜日ともに７時３０分から１８時００分までとする。

イ　保育所の給食　保育所の給食は、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ウ　一時保育　一時保育については、土肥町は、現行のとおり新市に引き継ぐ。修善寺町・天城湯ヶ島町・中伊豆町は、保育園の運営状況により実施する。

エ　子育て支援事業　オ　放課後児童クラブはこのとおりでございます。以上で説明を終わります。

〇大城議長

はい、ただいま報告第３１号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉の報告について」事務局よりの報告がございました。本件につきご質問等を受けます。ご質問はございませんか。

特にご質問ございませんようですので、報告第３１号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして報告第３２号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉の報告について」事務局、報告をお願いいたします。

○山本事務局長

はい、３１頁になります。この案件につきましては、６月４日の第１０回に提案いたしまして、６月１８日第１１回に確認をいただいております。

（３）「重度身体障害者（児）日常生活用具給付は、合併時までに調整し新市において実施する」ということがございました。これは、重度身体障害者（児）日常生活用具給付は、合併時に、修善寺町の例により統一するということになります。パソコンの給付事業は修善寺町は、最高３０万円でございました。

○大城議長

はい、ただいま報告第３２号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉の報告について」事務局よりの報告がございました。本件につきご質問等を受けます。ご質問はございませんか。

特にご質問ございませんようですので、報告第３２号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして報告第３３号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）の報告について」事務局、報告をお願いいたします。

○山本事務局長

はい、３３頁になります。この案件につきましては、６月４日の第１０回に提案いたしまして、６月１８日第１１回に確認をいただいてございます。

（６）「生ゴミ処理機購入費補助は、一般家庭を対象に、生ゴミ処理容器及び電気式生ゴミ処理機について」でございます。これにつきましては、購入費の補助を行う。グループ購入への上乗せ及びコンポスト容器の貸し出しは廃止するということでございます。コンポスト容器の貸し出しにつきましては、中伊豆町のみ行ってございます。貸し出しは廃止いたしますが、補助のほうは継続するということになります。

ア　一般家庭を対象に、電気式生ゴミ処理機については購入費の補助を行う。補助率は購入額の２分の１とし、補助上限３０,０００円、１００円未満の端数は切り捨てとなります。

イ　一般家庭を対象に、生ゴミ処理容器について購入費の補助を行う。補助率は購入額の２分の１とし、補助上限１０,０００円。１００円未満の端数は切り捨てとなります。

ウ　グループ購入への補助率上乗せ及びコンポスト容器の貸し出しは、合併時に廃止するということになります。以上です。

〇大城議長
　はい、ただいま事務局より報告第３３号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）の報告について」の報告がございました。本件につきご質問等を受けます。ご質問はございませんか。
　特にご質問ございませんようですので、報告第３３号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして報告第３４号「各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）の報告について」事務局、報告をお願いいたします。
〇山本事務局長
　はい、３５頁になります。２３－１３この案件につきましては、４月２日の第６回に提案いたしまして、同日に確認をいただいてございます。
（７）公営住宅関係事業については、次のとおり実施するものとする。
　ア「家賃については、合併時から３年間で段階的な負担調整を行い、利便性係数については、合併時までに調整を図る」これにつきましては、家賃算定に用いる利便性係数については、立地係数の負担調整が終わった時点で見直しをするということになります。立地係数につきましては、修善寺町が０.８、他３町は０.７となってございます。高いほうに合わせるように決められてございますので、０.７から０.８にいたしますと、少し負担が増しますので、１年毎に０.０２５負担を増やし４年目で０.８となるようにいたします。
　エ「駐車場の供用・使用料については、団地毎の実情に応じ、供用等の有無を合併時に定める」とあります。これにつきましては、天城湯ヶ島町については、現行のとおり徴収する。修善寺町、土肥町、中伊豆町については、区画割り及び入居者との契約をし、家賃調整期間終了時から徴収する。家賃調整期間は３年間でございますので、４年目から徴収することになります。
　オ「維持管理費については、入居者負担分と施設管理者負担分を明解化し、合併時に統一する」浄化槽の維持管理費は入居者負担とする。土肥町は、浄化槽維持管理費は町負担でございましたが、これをやめまして、他の３町と同じようにいたします。
　以上でございます。
〇大城議長
　はい、ただいま事務局より報告第３４号「各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）の報告について」の報告がございました。本件につきご質問等を受けます。ご質問はございませんか。
　特にご質問ございませんようですので、報告第３４号「各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして報告第３５号「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）の報告について」事

務局、報告をお願いいたします。
〇山本事務局長
　はい、３７頁になります。２３－１５この案件につきましては、5月7日の第8回に提案いたしまして、5月２１日第9回に確認をいただいてございます。
（1）「教育委員会会議については、合併時に統一する」ということでした。これは、教育委員会会議については、毎月１回定例会を開催する。
（3）「教育財産の目的外使用については、合併時に統一する。なお、学校プールの貸し出しはしないこととする」教育財産の目的外使用については、プール・普通教室・特別教室・幼稚園施設は貸出ししない。貸出する施設は、グランド・体育館・柔道場とする。
（4）「学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、新市において調整する。給食センター運営委員会を新市において設置する。給食費は新市において統一する」となってございます。これを、学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。給食費は、合併時に、幼稚園３０００円、小学校３９００円、中学校４６００円に統一をいたします。
（9）「要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する」ということがございます。これにつきましては、要保護・準要保護児童生徒の就学援助について、認定基準は国の基準に統一し、年3回支給とします。
（１２）は記載のとおりでございます。
次の３８頁にまいります。
（１３）「校外・部活動補助（中学校）については、それぞれ地理的要素を考慮し、合併時に統一する」ということになってございました。これは、次のとおりとなります。
ア　公式戦はバスを借上げする。以下イ、ウ、エのとおりとなってございます。
（１４）「就学指導委員会については、合併時に統一する」就学指導委員会については、このとおりでございます。
　以下（１５）（１６）につきましては、記載のとおりとなります。
（１９）につきましては、学校医の関係でございます。実数を加味した形に変えていこうということで、記載のとおりとなってございます。
〇大城議長
　はい、ただいま事務局より報告第３５号「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）の報告について」の報告がございました。本件につきご質問等を受けます。ご質問はございませんか。
　特にご質問ございませんようですので、報告第３５号「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして報告第３６号「各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）の報告について」事務局、報告をお願いいたします。

○山本事務局長
　はい、３９頁になります。２３－１６これにつきましては、７月２日の第１２回に提案いたしまして、７月１６日第１３回に確認をいただいてございます。
（１）社会教育事業につきましては、生涯学習推進大綱に基づきということで、記載のとおりとなってございます。
（２）公民館事業につきましては、記載のとおりでございます。
（３）青少年健全育成事業についても、記載のとおりでございます。
（４）ですが、次の事務事業については、新市において調整し、実施する。
　ア　成人式でございますが、これは、伊豆市全体で、会場は一箇所で午前中に開催ということになります。
　イ　文化祭ですが、年１回、会場は１箇所で行うということになります。
　文化協会も合併時に統合するということになってございます。
（７）文化財関係事業でございます。
　ア　重要文化財等保存事業補助については、新市において調整をするとございます。これは、重要文化財等保存事業補助（国関係、史跡・遺跡）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、登録有形文化財については、補助を廃止する。国または民間団体の低金利の貸し付けを利用してもらう。土肥町文化財保存費補助金交付要綱は、合併時に廃止する。
　ウ　文化財保護審議会および文化財調査・保護業務（町。県指定）については、合併時に統一する。①新市の文化財保護審議会を設置する。委員数は１５人程度とし、年間７回程度開催する。②文化財調査・保護業務（町・県指定）でございます。天城湯ヶ島町で管理費として補助していますが、合併時に廃止します。修善寺町の無形文化財保存会補助金も、合併時に廃止いたします。中伊豆町の借地料及び管理委託は現行とおりとします。
　社会体育事業
（１）「次の事務事業については、合併時に統一する」とございます。
　ア　体育指導委員関係事業につきましては、体育指導委員会の委員の定数は３０人、任期は２年、定例会６回、以下の事業を行います。
　イ　社会体育関係事業でございますが、①伊豆市スポーツ振興審議会を設置する。定数は１０人、任期は１年、随時開催といたします。②でございますが、地区社会体育振興委員を設置するということになります。体協と区別するため、地区社会体育振興委員等の名称を使っていくことになります。
　伊豆市の教育委員会としては、以下の教室等を行っていくということになります。
　次頁にまいります。体育協会は競技体協とすることになります。
　その他各種スポーツ大会等を掲げてございます。これらの大会等を行うということになります。以上でございます。
○大城議長
　はい、ただいま報告第３６号「各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）の

報告について」事務局より報告がございました。本件につきご質問等を受けます。ご質問はございませんか。
はい、遠藤委員。
〇遠藤勇委員
（７）のウの②について３つ項目がございますが、具体的に教えてほしいと思います。
〇大城議長
（７）のウの②についてのご質問でございます。事務局、お答えをお願いします。
〇山本事務局長
小川教育専門部会長がお答えいたします。
〇小川教育専門部会長
これはですね、修善寺、天城湯ヶ島等町が指定してあります文化財には、これからは補助をしないと決定しました。中伊豆町の小川にあります借地料及び管理委託は現行のとおりということでございます。
〇遠藤勇委員
それは、わかっている。具体的にどういう文化財、あるいはどういう保存会があるかということを聞きたい。
〇小川教育専門部会長
今、手元に詳しい資料を持ってございませんので、また後でご報告申し上げます。
〇大城議長
よろしゅうございますか。
他にご質問ございませんか。
他にご質問ございませんようですので、この（７）につきましては、具体例を後ほど提示するということで、報告第３６号「各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）の報告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして報告第３７号「事務組織及び機構の取扱いの報告について」事務局、報告をお願いいたします。
〇山本事務局長
はい、４３頁になります。１２「事務組織及び機構の取扱いの報告について」ということでございます。これは、７月２日の第１２回に提案いたしまして、７月１６日第１３回で確認をいただいてございます。組織図等詳細の決定時にその内容を報告するということでございます。特に、委員さんから人数を知りたいという照会があったかと存じます。人数も記載してございます。なお、この４５頁ですが、机の上の資料と差し替えをお願いしたいと思います。
左側に、本庁機能、その下に支所機能、一部事務組合となってございます。その右側ですが、市長及び行政機関等とあります。市長、議会、監査委員会、農業委員会、選挙管理委員会、教育委員会となっております。次に修善寺庁舎とありまして、以下土肥支所、天

城湯ヶ島支所、中伊豆支所となってございます。このようになります。内容等については、確認をいただいておりますので、人数は、課の横に数字が書いてございます。その数字が課員の人数となります。括弧書きは内数となります。この組織図は人員配置を中心にして作ってございますので、若干違和感があるところもございますが、人員配置をいたしますとこのようになるということでございます。

その下に、支所機能とあります。各旧４町に支所をおきます。

１番下ですが、伊豆市戸田村衛生施設組合というのがございますが、ここにも１人配属をいたしますので、１となってございます。簡単な説明ですが、以上でございます。

○大城議長

はい、ただいま報告第３７号「事務組織及び機構の取扱いの報告について」事務局より報告がございました。本件につきご質問等を受けます。ご質問はございませんか。

はい、石和委員。

○石和信一委員

本庁機能と支所機能ということでご説明いただいて、それぞれの庁舎を有効利用する分庁方式はたいへん結構だと思います。そこで、庁舎に支所長を置くわけですが、支所管内での庁舎の管理であるとかセキュリティの責任者、その他災害時等いろいろあるとおもいますが、責任者は本庁の部長がなるのか支所長がなるのか確認しておきたいと思います。

○大城議長

ただ今の石和委員のご質問は、支所の管理責任者は誰がなるのかというご質問ですね。事務局、お答え願います。

○山本事務局長

はい、児島総務専門部会長がお答えいたします。

○児島総務専門部会長

委員さんのご質問のとおりでございまして、支所長が責任をとるという考え方をもっております。ただ、細部に渡りましては決めかねる部分がございますので、実際の運用の中で適切な措置をとると考えていただきたいと思います。

○大城議長

よろしゅうございますか。

他に、ご質問ございますか。

○山本事務局長

すみません、１つ落としました。人数でございますが、若干の異動はあろうかと思いますので、必ずこの人数でいくとは限りません。ほぼ固まった数値ですが、若干異動があるかもしれないということを付け加えさせていただきます。

○大城議長

ご質問ございますか。

特にご質問ございませんようですので、報告第３７号「事務組織及び機構の取扱いの報

告について」は報告済みといたし、ご承認いただけたものとさせていただきます。
　以上をもちまして、本日予定されました報告はすべて終了いたしました。長時間に渡り慎重なご審議、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、議長を解任とさせていただきます。ありがとうございました。
〇山本事務局長
　大城会長、ご苦労様でございました。
　続きまして、（２）その他に移らせていただきます。４６頁になります。次回第１７回の協議会でございますが、３月３日となります。午後１時３０分からこの会場となります。だいぶ先になりますがひとつよろしくお願いいたします。
　それでは、第１６回修善寺町外３町合併協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。